

坂東市公共事業再評価事業の概要

1. 公共事業再評価の目的について（要綱第1条）

一定期間を経過した公共事業を対象に社会情勢変化等を踏まえ再評価を行うとともに、事業の継続に当たり必要に応じその見直しを行うことにより、公共事業の一層の効率化、重点化を図ることを目的とする。

2. 対象事業及び再評価の実施時期について（要綱第2条及び第3条） 1

1	（対象事業）事業採択後5年を経過した時点で未着工の事業 （実施時期）事業採択後5年目の年度末までに実施する。
2	（対象事業）事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業 （実施時期）速やかに実施する。ただし、事業が長期化(20年以上)する場合は、10年ごとに再評価を行う。
3	（対象事業）事業採択前の準備、計画段階で5年を経過している事業 （実施時期）着工準備費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
4	社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた場合には、適宜再評価を実施する。

3. 再評価の手法等について 2

(1) 再評価の視点（要綱第4条第1項）

事業及び関連事業の進捗状況

事業を巡る社会経済情勢の変化

事業採択時の費用対効果分析等の要因の変化

コスト縮減、代替立案等の可能性

地元（受益者等）の意向及び情勢 以上の視点から総合的に再評価を実施する。

(2) 再評価の実施及び対応方針の作成

「再評価実施事業調書」による再評価の実施及び対応方針案の作成（要綱第4条第2項）

・**継続**とは…再評価の視点 _____ で継続が妥当又はいずれかで継続が妥当と判断できない場合において、_____による見直しを実施することにより事業の効率化が図れると判断できる場合。（要綱第4条第3項）

・**中止**とは…再評価の視点 _____ のいずれかで継続が妥当と判断できず、_____による見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合。（要綱第4条第4項）

4 . 公共事業再評価委員会について (要綱第 5 条第 2 項) 3

委員会は、再評価実施事業の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案し、対応方針を審議する。委員会は識見を有する 6 人以内をもって組織する。

5 . 方針の決定について (要綱第 5 条第 1 項) 4

再評価委員会の意見を聴き、その意見を尊重して対応方針を決定する。

6 . 再評価結果等の公表について (要綱第 6 条) 5

再評価の結果及び対応方針について、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

